

新型コロナウイルスワクチン接種情報

予約はお早めに!!
無料の接種は3月31日まで!
 ※令和5年9月20日以降に接種済みの方は接種できません(初回接種を除く)。

全額公費負担(無料)の接種は3月31日までです

現在、特例臨時接種として全額公費負担(無料)で実施している新型コロナウイルスワクチン接種は、3月31日(日)で終了します。市内の医療機関での最終接種日は、3月30日(土)(予定)です。東京都が実施する大規模接種会場(都庁北展望室)では、3月31日(日)まで実施されます。

接種を希望される場合は、早めに予約してください。

東京都の臨時ワクチン接種会場のお知らせ

都は、より多くの方に接種機会を提供するため、臨時接種会場を設置します(事前予約制)。

▽期日・場所

- ① 3月20日(水)：西東京市防災・保谷保健福祉総合センター
- ② 3月23日(土)：小金井市保健センター

▽予約方法

- 予約サイト：東京都新型コロナウイルスワクチン大規模接種予約システム
- 接種会場コールセンター ☎0570・034・899、毎日午前9時から午後6時まで

戸籍制度が利用しやすくなります

3月1日(金)から、戸籍法の一部を改正する法律が施行され、次のことができるようになります。

▽戸籍謄本等の広域交付

- 対象となる証明書等：戸籍証明書(謄本)、除籍証明書(謄本)、戸籍電子証明書提供用識別符号、除籍電子証明書提供用識別符号

※戸籍(除籍)電子証明書提供用識別符号を利用する各行政機関でのシステム等の整備後、運用開始見込み

- 申請方法等：市ホームページをご覧ください。か電話でお問い合わせください。

- 注意事項
 - * 本人、直系尊属、直系卑属が載っていない戸籍は、請求できません。

※詳しくは、予約サイトか接種会場コールセンターに問い合わせてください。

今後のこと

今後の新型コロナウイルスワクチン接種は、定期接種として、一部自己負担あり、年に1回秋冬に、65歳以上と60歳から64歳までの重症化リスクが高い方(※)を対象に実施する予定です。

※60歳から64歳までで、心臓、腎臓、呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方に、定期接種以外の接種(期間外に接種すること、対象年齢外の方が接種すること)を希望する場合は、任意接種として

て、全額自己負担で時期を問わずに接種できる予定です。

▽予約・問合せ

あきる野市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター ☎0120・567・205(フリーダイヤル) 午前8時30分～午後5時15分(平日)
 ※コールセンターは、3月29日(金)の午後5時で閉鎖します。閉鎖後は、健康課予防推進係にお問い合わせください。

市ホームページ



東京都大規模接種予約サイト



● コンピュータ化されていない戸籍・除籍は除きます。
 * 戸籍証明書(抄本)、除籍証明書(抄本)、戸籍の附票、身分証明書、独身証明書等は、従前どおり本籍地のある市区町村へ請求する必要があります。

▽問合せ

- 郵送や代理人による請求はできません。
- 時間外開庁では取扱いません。
- 窓口に来た方の本人確認のため、マイナンバーカードや運転免許証などの顔写真つき公的証明書の提示が必要です。
- 手数料
 - * 戸籍証明書：450円
 - * 除籍証明書：750円
 - * 戸籍電子証明書提供用識別符号：400円
 - * 除籍電子証明書提供用識別符号：700円

交通安全講習会

4月6日(土)から15日(月)まで



「令和6年春の全国交通安全運動」が実施されます。これに先立ち、交通安全講習会を実施します。運転免許証が無い方も受講できます。

▽場所・日時

- 秋川ふれあいセンター：3月17日(日) 午後2時
- 戸倉会館：3月18日(月) 午後7時30分
- 小宮会館：3月26日(火) 午後7時30分
- 五日市会館：3月27日(水) 午後7時30分
- 五日市ファイブプラザ：3月28日(木) 午後7時30分(上履きをお持ちください)

▽問合せ 五日市警察署 ☎595・0110、福生警察署 ☎551・0110、五日市交通安全協会 ☎596・1882、福生交通安全協会 ☎552・0677、地域防災課交通防犯係

マイナンバーカードを利用した転入転出の手続きについて

マイナンバーカード(有効期限内)をお持ちの方は、マイナンバーポータルを通じてオンラインで「転出届の提出」「転入の来庁予約連絡」を行うことができます。本サービスを利用することで、転出元自治体窓口での手続きは、原則不要になります。

▽手続きの流れ

- ① マイナンバーポータルへアクセス
 - ② 引越し情報を入力
 - ③ マイナンバーカードを読み取り、電子署名送信(要暗証番号)
 - ④ 転出元自治体と転入先自治体から手続き完了連絡(メールかマイナンバーポータルで確認)
 - ⑤ 転入先自治体で転入手続き等
- ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

▽問合せ

市民課市民窓口係
 マイナポータル | 市ホームページ



エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金を支給します

物価高騰による負担の軽減を図るため、エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金を支給します。

対象	支給額	手続き方法	申請期限	受付窓口・問合せ
令和5年12月1日時点で市内に在住し、かつ、令和5年度住民税が均等割のみ課税の世帯か均等割のみ課税と非課税の方で構成される世帯 ※住民税均等割非課税世帯(7万円給付の対象世帯。家計急変の申出により受給した世帯も含む)は対象外です。 ※未申告の方を含む世帯は、未申告の方が税の申告を行い、均等割のみ課税世帯となれば対象になります。申告手続き後にお問い合わせください。	1世帯当たり一律10万円	市から対象となる世帯の世帯主宛に「支給要件確認書」を送付します。必要事項を記載し、同封の返信用封筒で返送してください。	令和6年4月30日(火)(消印有効)	あきる野市役所本庁舎生活福祉課生活福祉係給付金コールセンター ☎518-7433 令和6年3月29日(金)まで 午前8時30分から午後5時15分まで、土曜・日曜日、祝日を除く ※令和6年4月1日(月)からは、番号が変わります。 ☎558-1927
令和5年12月1日時点で市内に在住し、次のいずれかに当てはまり、かつ、同一世帯内に平成17年4月2日以降に生まれた児童がいる世帯 ● 令和5年度住民税が均等割非課税の世帯(7万円給付の対象世帯) ● 令和5年度住民税が均等割のみ課税か均等割のみ課税と非課税の方で構成される世帯(10万円給付の対象世帯) ※前回支給の「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」と今回の「こども加算」では、対象世帯の条件が一部異なります。	児童1人当たり一律5万円(世帯主に支給)	市から対象となる世帯の世帯主宛にお知らせを送付します。内容(支給要件・振込先など)をご確認ください。 ※令和5年12月2日以降に生まれた新生児、単身で寮などに入っている子ども等を扶養している場合等は、別に申請が必要となるので、お問い合わせください。		

交通事故など第三者から受けただけがや病気は、加入の健康保険へ届出しましょう